

一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定
『救急蘇生法適任者』資格取得講習会

兼 日本赤十字社『赤十字救急法基礎講習』修了・
文科省通達『プールの安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習会
安全水泳法・水泳インストラクター・アクアフィットネスインストラクター等
有資格者更新研修会

開催要項

日本スイミングクラブ協会中国支部
会 長 岡 生子
安全水泳委員長 松 本 実 覚

- 1) 主 催 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会
- 2) 主 管 : 一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会
- 3) 管 轄 : 日本スイミングクラブ協会中国支部安全水泳委員会
- 4) 期 日 : 令和元年 10 月 15 日 (火)・10 月 16 日 (水)
- 5) 会 場 : 周南スイミングクラブ
住所 : 山口県周南市江口 1 丁目 1-26
人数により会場が変更になる場合がございます。
- 6) 対象及び受講料 :

・救急蘇生法適任者講習会 (資格取得者用) 2 日間の受講

受 講 料 : 12,960 円 [検定料・教材費を含む]
参加者資格 : 義務教育修了者

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。
なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が 4 年以上ある場合は、この講習の 1 日目 (4.5 時間) を免除します。
減免後受講料 : 7,560 円 (5,400 円減免)

・更新研修会 (有資格者用) 1 日目のみの受講

受 講 料 : 9,072 円 [教材費・更新証明書発行手数料を含む]
参加者資格 : 下記いずれかの資格の更新研修会として受講される方。
(この講習会で、下記資格を複数更新することができます)
安全水泳資格 (安全水泳法管理者資格・救急蘇生法適任者資格)
安全水泳法管理者資格の更新希望者は、2 日目のアシスタントとしての参加が必須となります。(受講料に変更はございません。)
水泳インストラクター資格 アクアフィットネスインストラクター資格
アクアダンスインストラクター資格 水泳教員資格
メディカルアクアフィットネスインストラクター資格

救急蘇生法基本講習会（無資格者用） 1日目のみの受講

受講料 : 7,992円 [教材費を含む]

参加者資格 : 義務教育修了者 受講された方には修了証を発行します。
修了証の有効期限は4年（適任者資格を取れる期限）で、
その間2日目を受講し、試験に合格すれば救急蘇生法適任者の
資格が取得できます。

この講習会において、日本赤十字社の学科及び実技の検定に合格された方は『赤十字救急法基礎講習』の修了者として認定されます。

なお、赤十字救急法基礎講習修了者で有効期間が4年以上ある場合は、この講習の1日目（4.5時間）を免除します。

減免後受講料 : 2,160円（5,832円減免）

7) 定員 : 20名（更新講習会参加者含む）

8) 申込締切 : 令和元年9月28日（土）

9) 申込方法 : 電話予約の上、申込用紙に必要事項を記入の上、下記住所宛に
申込締切日必着でお送り下さい。
同時に下記口座へ参加料を振込み、銀行振込金領収書のコピーを添付
して下さい。
更新講習会参加者は資格の認定カードの写しが必要ですので、同封し
てお送り下さい。

10) 送付先 :

送付先	〒720-0835 広島県福山市佐波町345 福山スイミングスクール内 日本スイミングクラブ協会 中国支部 安全水泳委員会 松本 実覚宛
振込先	銀行名 : しまなみ信用金庫 山手支店 口座 : 普通預金 0210819 口座名 : 日本スイミングクラブ協会中国支部 安全水泳委員長 松本 実覚（マツモトジツガク）

11) その他 :

- イ .お納め戴きました参加料は、理由を問わずご返金致しませんので予めご了承願います。
- ロ . 2名以上のご参加の場合は、申込書をコピーしてお使い下さい。
- ハ . 申込手続き終了後、受講証等の発送は致しませんので当日直接受付にご集合下さい。

注記 この講習会は文科省通達『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習を兼ねています。 ~ の講習会の1日目（基本講習会）を受講修了しますと、『プール安全標準指針』に基づく監視員・救護員講習受講修了証を全員に発行します。監視員・救護員講習受講のみが目的の方は、 ~ の救急蘇生法基本講習会にお申し込み下さい。

プログラム

第1日目 (救急蘇生法基本講習会)		第2日目	
8:45	受付・開講式	8:45	受付
9:00 ~ 10:30	プールにおける事故防止と 安全対策・プールの監視業務 【基礎理論】 (1.5h)	9:00 ~ 10:00	【基礎理論テスト】
10:30 ~ 11:30	遊泳用プールの衛生基準 【基礎理論】 (1.0h)	10:00 ~ 12:00	一次救命処置と応急手当 【実技実習】 (2.0h)
11:30 ~ 12:30	昼食	12:00 ~ 13:00	昼食
12:30 ~ 17:00	赤十字救急法 基礎講習 (4.5h)	13:00 ~ 16:00	一次救命処置 【実技実習】 心肺蘇生・AED使用法 (3.0h) 【テスト】
17:00	閉講式(資格取得者以外の方)	16:00	閉講式

講師：日本赤十字社山口支部

注意：1. 昼食は各時間内に済ませ、その後必ず歯を磨いて下さい。

2. 都合により講師の変更がある場合があります。予めご了承くださいませ。

《予約・お問い合わせは、協会事務局 090-4807-7933 松本までご連絡下さい。》

「救急蘇生法適任者」資格取得講習会参加申込書
 (及び 監視員・救護員講習会、有資格更新研修会 参加申込書)

一般社団法人日本スイミングクラブ協会安全水泳委員会 殿 2019年 月 日

【 、資格取得講習】【 、更新研修】【 、基本講習 兼、監視員・救護員講習】
 (参加する講習会、研修会に 印をして下さい)

上記講習会(研修会)に参加申込いたします。

指導者登録番号								生年月日
氏名							男・女	19 年 月 日 (満 才)
現住所 ()	〒 - () -							
所属クラブ名								
所属クラブ住所 ()	〒 - () -							
更新資格名								
更新資格登録番号							有効期限	/

この個人情報は、当該講習会に関する連絡以外には使用いたしません。

安全水泳法管理者資格更新条件について...安全水泳法管理者資格取得後、有効期限(4年間)に1回以上救急蘇生法適任者講習会の第1日目又は、安全水泳委員会認定更新研修会を受講しなければなりません。この他に、救急蘇生法適任者講習会の第2日目のアシスタントをすることが義務付けられています。ご希望の方はお早目にご連絡下さい。

更新できる資格

安全水泳資格(安全水泳法管理者資格、救急蘇生法適任者資格)、水泳インストラクター、アクアフィットネスインストラクター、メディカルアクアフィットネスインストラクター、アクアダンスインストラクター、水泳教員。

(水泳教師の資格は更新対象となっておりませんので、ご注意ください。)

2次案内の郵送先にご希望がございましたら、自宅住所又はクラブ住所の下記()に丸をご記入下さい。

受講申込書には、銀行振込領収書のコピー 資格認定カード又は認定証のコピーを必ず添付して下さい。

クラブに所属されていない方は所属クラブ住所未記入で構いません。

受付 処理		受付 番号	
----------	--	----------	--